

大分県報

令和七年
号外（三）
三月三十一日

（月曜日）

目次

議会規則

大分県議会会議規則の一部改正	一
大分県議会傍聴規則の一部改正	一
大分県議会委員会傍聴規則の一部改正	三

○議会規則

大分県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

大分県議会議長 嶋 幸 一

大分県議会規則第一号

大分県議会会議規則の一部を改正する規則

大分県議会会議規則（昭和四十年大分県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の下に「看護」を加える。

第九十九条第一項中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県議会議長 嶋 幸 一

大分県議会規則第二号

大分県議会傍聴規則の一部を改正する規則

令和七年三月三十一日

大分県議会傍聴規則（昭和五十一年大分県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「傍聴券」の下に「（第一号様式）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 傍聴券は、会議の当日、所定の場所で次項の規定による申込み（次条において「傍聴申込み」という。）の順序により交付する。ただし、手話通訳者又は要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）を配置する場合で手話通訳者等を必要とする者については、この限りでない。

3 傍聴券の交付を受けようとする者は、本会議傍聴受付簿（第二号様式）に所要事項を記入して申し込まなければならない。

第五条を次のように改める。

（電子情報処理組織による傍聴申込み）

第五条 前条第三項の規定にかかわらず、傍聴申込みは、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその傍聴申込みの相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた傍聴申込みについては、当該傍聴申込みに関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該傍聴申込みに関するこの規則の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた傍聴申込みは、当該傍聴申込みを受ける議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に行われたものとみなす。

第十条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に、「物品」を「物」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十条第一項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、同項第九号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「物品」を「物」に改める。

大分県報号外（議会規則）

第一号様式（第4条関係）

（表）

第 号
傍 聴 券
大分県議会印

（裏）

お 願 い
「傍聴人は、議場に入らないでください。」
「静粛にしてください。」
「議場における言論に対して、拍手等で可
否を表明しないでください。」
「ビラ、幕、たすき等で、議場に在る者に
対して威勢を示さないでください。」
「携帯電話等、音を発する機器は音を発し
ないようにしてください。」
「飲食や喫煙をしないでください。」
「その他会議又は他の傍聴人の傍聴を妨害
するようない行為をしないでください。」

第十一条中「静粛にし」を削り、同条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として、次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十一条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第十一条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同条を同条第五号とする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

本 会 議 傍 聴 受 付 簿

傍聴券 No.	月 日	住所又は連絡先		交付時刻	返却時刻
		氏 名			
	月 日			..	..
	月 日			..	..
	月 日			..	..
	月 日			..	..
	月 日			..	..
	月 日			..	..
	月 日			..	..
	月 日			..	..
	月 日			..	..

※1 傍聴券は、必ず返却してください。
※2 御記入いただいた個人情報は、傍聴券の管理や傍聴人集計等に利用します。
御記入いただいた内容は、上記の目的以外で使用したり、御本人の同意なく第三者に提供することはありません。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県議会議長 嶋

幸 一

大分県議会規則第三号

大分県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

大分県議会委員会傍聴規則（平成十三年大分県議会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「記入しなければ」を「記入して申し込まなければ」に改める。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「、静粛にし」を削り、同条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は会議に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として、次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第八条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第八条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第九条とする。

第七条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に、「物品」を「物」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の委員会の場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第七条第一項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、同項第九号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「物品」を「物」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（議会規則）

（電子情報処理組織による傍聴申込み）

第五条 前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による申込み（以下この条において「傍聴申込み」という。）は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその傍聴申込みの相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた傍聴申込みについては、当該傍聴申込みに関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該傍聴申込みに関するこの規則の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた傍聴申込みは、当該傍聴申込みを受ける議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に行われたものとみなす。

第一号様式（裏）を次のように改める。

お 願 い

- （裏）
- 一、静粛にしてください。
 - 一、録音や撮影をするときは、事前に許可を受けてください。
 - 一、委員会における言論に対して、拍手等で可否を表明しないでください。
 - 一、ビラ、幕、たすき等で、委員会の場にいる者に対して威勢を示さないでください。
 - 一、携帯電話等、音を発する機器は音を発しないようにしてください。
 - 一、飲食や喫煙をしないでください。
 - 一、その他会議又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないでください。

第三号様式、第四号様式（その一）及び同様式（その二）中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。